



新型コロナウイルス感染症に関する支援策

▶各支援策について市ホームページをご覧ください。



市議会6月定例会で、新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格や物価の高騰に対し、家計の負担軽減をはかる支援策を含む補正予算が可決されました。

水道基本料金の免除

市独自

☎ 水道お客様センター
☎049-252-7123・049-252-7124

対象 市内で本市と給水契約を結んでいる水道使用者
支援内容 9～12月検針分(4か月分)の水道基本料金を免除

学校給食費2か月分を無償化

市独自

☎ 学校教育課 ☎623

支援内容 市立小・中・特別支援学校の9・10月分(2か月分)の学校給食費の無償化

区域外水道基本料金の給付

市独自

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室
☎293

近隣他自治体から水道の供給を受けている世帯に対し、水道基本料金相当額の給付金を給付します。

対象 ふじみ野市、志木市、三芳町との給水契約締結世帯(勝瀬茶立久保地区、水谷東地区、西みずほ台地区など)
※12月～令和5年1月ごろ対象者に申請書を郵送します。
支援内容 最大4か月分の水道基本料金相当額を給付

修学旅行・林間学校のキャンセル料などを補助

市独自

☎ 学校教育課 ☎623

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず修学旅行などの実施を中止または延期した際に発生するキャンセル料などについて、保護者の負担軽減を図るため、全額市が補助します。
支援内容 令和4年度の市立小・中・特別支援学校における修学旅行・林間学校のキャンセル料または延期時の企画変更料を補助

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎080-3406-4843・080-9677-1280

初回・再支給の申請期限を8月31日(水)まで延長

総合支援資金の再貸付を終了した世帯などに対し、就労による自立を図るため、支援金を支給しています。

求職活動要件の一部を緩和

| 要件 | 変更前 | 変更後 |
|------------------|---------|---------|
| ハローワークなどでの職業相談など | 月2回以上 | 月1回以上 |
| 求人先への応募や求人先の面接 | 原則週1回以上 | 原則月1回以上 |

※このほかに支給を受けるための要件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
☎ お問い合わせください。



支給額(月額)

| 単身世帯 | 2人世帯 | 3人以上世帯 |
|------|------|--------|
| 6万円 | 8万円 | 10万円 |

※住居確保給付金との併給が可能です。

支給期間 初回、再支給いずれも3か月間

申請方法 申請書に記入し、必要書類を添えて原則郵送で提出してください。

※申請書は、総合支援資金の再貸付を借り終わった方などに順次郵送しています(市ホームページからもダウンロード可)。

【宛先】〒354-0021 鶴馬1932-7

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給担当(市民福祉活動センター「ぱれっと」内)